

要配慮者利用施設における避難確保計画について

1. 避難確保計画の実施状況

- 東近江圏域内の要配慮者利用施設の避難確保計画

令和2年1月30日時点

市町名	地域防災計画への位置づけ	対象施設数	避難確保計画提出状況
近江八幡市	現在見直し作業中 防災会議を2019年度中		
東近江市	平成30年5月24日	233	64/233
日野町	平成30年3月	2	0/2
竜王町	現在見直し作業中 防災会議を2019年度中		

※市町防災会議は、要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものを市町村地域防災計画において当該洪水浸水想定区域ごとに定めている。

2. 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に係る

情報共有および意見交換会（令和元年12月19日）

- 2022年3月までに避難確保計画の策定・提出が100%となるように支援等を行うことを確認した。

＜避難確保計画チェックリスト＞市町チェック用

チェック対象施設名	チェック担当者名	チェック欄
計画の項目	チェック項目	チェック欄
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達 (水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか 避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか 避難準備・高齢者等避難開始等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか	
(イ) 避難誘導 (水防法施行規則 16 条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項	避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか	
(ウ) 施設整備 (水防法施行規則 16 条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか 夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか 屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか	
(エ) 教育・訓練 (水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか	
(オ) 自衛水防組織（設置した場合のみ） (水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項	自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか	

3. 避難確保計画様式の更新

- 様式にチェック欄やプルダウン形式を追記 ⇒ 今後県ホームページに掲載予定

更新前 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容
	注意体制確立	
	警戒体制確立	

表は直接入力する仕様であった

更新後 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

※参考とする「情報の種類」に☑を入れ、河川、地点名はプルダウンメニューより選択す
 ※警戒レベルに応じて実施する「活動内容」に☑を入れる。
 ※施設の状態に応じて追加した「活動内容」は「その他」に☑を入れ、具体的内容を括弧
 ※「活動内容」について対応する「対応者」が明確になるように「対応者」を記入する。

体制	情報の種類	活動内容
警戒レベル2	☑ 「大雨・洪水注意報」の発表	☑ 気象・水位・自治体情報の収集
	○ ○川(△地点) 水位が「氾濫注意・氾濫注意情報」が出	☑ 職員待機・増員等の要請 ☑ 避難者の事前連絡
	○ ○川(△地名) 大戸川(旭橋) 大戸川(緑井橋) 藤田川(鳥居川) 藤田川(関之津) 葛津川(西久倉) 野洲川(水口橋) 野洲川(橋中橋) 野洲川(野洲) 柳川(中川橋) 日野川(栗中橋) 日野川(桐原橋) 家知川(紅葉橋) 家知川(柳巻橋)	☑ その他

クリックすると、☑が入る

表の入力を直接入力ではなく、リストの中から選択できるように変更